

知的財産政策に関する意見

基本的な考え方

(コロナ禍克服に向け、中小企業等の成長力強化に資する知的財産政策の強化が必要)

新型コロナウイルス感染症は人々の行動変容をもたらし、国内外の社会経済環境やニーズは急激に変化した。コロナ禍で業績が厳しさを増す中で、企業は生き残りをかけた変革を迫られている。

コロナ禍に加え、人口減少等の構造的課題の克服には、新たな付加価値を創出し、生産性向上の実現が必要であり、知財等の経営戦略への活用は極めて有効である。今や世界で躍進する GAF A もデジタルを活用した知財等を駆使し、スタートアップから急成長を遂げている。わが国においても、知財や技術等への適切な評価と融資の仕組みを整え、次代の成長を担う中小企業やスタートアップの挑戦を強力に後押ししていくことが急務である。また、知的競争が激化する中で、米中対立を背景に国際的なサイバー攻撃による知財や技術等の窃盗も増加している。経済安全保障の観点から、国内の企業が有するグローバルニッチトップ技術を育てると同時に守る仕組みの強化が不可欠である。

今後の知的財産政策は、こうした環境変化を踏まえ、産業のイノベーション促進、中小企業等の成長力強化という目的を果たしているかという視点が必要であり、以下5つの柱を盛り込まれたい。

(5つの柱)

第一は、「知財取引の適正化」の徹底である。政府の成長戦略実行計画にも、大企業と中小企業の取引の適正化という観点から盛り込まれているが、生産性の向上を図るためには、企業が持つ強みをいかに伸ばすかという視点が重要であり、価格に依らない競争力を得るためには、技術やブランドといった知財の力が必要不可欠である。

第二は、「中小企業・スタートアップの知財創造・活用の促進」である。中小企業の特許出願件数はリーマン・ショックの2008年から2011年まで減少した。研究開発費の回復が欧米に遅れたことで、特にIT・ハイテク産業の営業利益に大きく開きが生じたとの指摘もある。こうしたことを繰り返さないためにも、企業における知財の創造・活用促進への直接的な支援と環境整備が重要となる。

第三は、「知財による地域中小企業の競争力強化」である。新型コロナウイルスの感染拡大は地域経済・社会に大きな影響を与えると同時に、テレワークの浸透により都市から地方への移住者が増加するなど、新たな動きも生みだしている。この機を捉え、各地における産学連携等を促進し、知財による地域の中小企業の生産性向上および競争力強化を図ることで地方創生を加速させるべきである。

第四は、「コロナ後を見据えたコンテンツ市場の構築」である。新型コロナウイルスの感染拡大は「人の移動」と「人との接触」の2点に強い制約をもたらし、コンテンツの流通・消費にも大きな変化を与えた。この変化は一過性のものではないことを鑑み、コロナ後も見据えたコンテンツ市場構築に向け、DXに対応した環境整備の推進と、コンテンツを生み出す事業者への支援が必要である。

第五は、「知財紛争における紛争処理能力の強化」である。知財の価値は最終的に訴訟における損害賠償額で評価される。取引の適正化を徹底したとしても、権利侵害が生じる可能性は否定できず、イノベーションを促進するためには、その価値が訴訟の場で十分に評価される仕組みが必要である。

これら基本的な考え方の下、政府におかれては、「知的財産推進計画2021」に以下に掲げる施策を盛り込み、早急かつ集中的に取り組んでいただきたい。

I. 知財取引の適正化

公正取引委員会が2019年6月に公表した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態報告書」や2020年11月に公表した「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」において、一部の大企業と中小企業・スタートアップ間で知財に関する不公正な取引が行われている事例が報告されている。こうした取引を是正するため、2020年6月には「パートナーシップ構築宣言」が開始されたほか、2021年3月には中小企業庁が中心となっており、とりまとめた知財取引における契約のガイドラインやひな形が公表予定であるなど、国を挙げて知財取引の適正化に向けた取り組みが進んでいる。経営リソースが大企業に比べて乏しい中小企業やスタートアップにとって、訴訟による解決はハードルが高く、取引が適正化することによる恩恵は非常に大きい。今後は、これらの動きを一時的なものとするのではなく、継続的に取り組むことで、企業間の取引慣行に浸透させるとともに実効性を伴うものとするのが重要である。以上のことから、次の施策を講じられたい。

(1) 「パートナーシップ構築宣言」企業の拡大 【重点項目】

「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、知的財産・ノウハウの項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません」とする内容が盛り込まれており、本宣言が広く普及することで知財取引の適正化も進むものとする。よって、成長戦略実行計画に記載の1,000社にとどまらず、社会一般の通念として浸透するよう、「パートナーシップ構築宣言」企業の拡大に取り組むこと。

(2) 秘密保持、技術契約のガイドライン、ひな形の周知・普及 【重点項目】

中小企業が自らの競争力の源泉である知財を意識し、経営に活用していける環境整備として、中小企業庁に設置された「知財取引検討会」の成果物として2021年3月に公表予定の契約のガイドラインと契約書のひな形の周知・普及に向け、企業や金融機関、各種団体等へのセミナー開催等広報に注力すること。また、中小企業の知財活用の一層の進展を促す施策メニューの拡充を図ること。

(3) 知財取引に関する更なる調査および定期的なモニタリングと結果の公表 【重点項目】

知財取引の適正化に向け、製造業者やスタートアップ以外の企業における取引実態の調査を実施すること。また、不公正な知財取引を抑止に向け、知財Gメンを効果的に活用し、定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果を公表すること。

(4) 知財取引の適正化に向けた法改正・ガイドライン拡充 【重点項目】

上述のような取り組みに強い実効性を持たせるためには、法律等により不当な知財取引が違法であることを明示的に示すことが重要である。よって、下請代金支払遅延等防止法第4条第2項第3号を改正し、親事業者の禁止行為として定められる「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」につき、知財の譲渡等が含まれることが明示されるよう、「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること（知的財産を含む）」と条文を修正するほか、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインに不当な知財取引を行う企業に対して企業名を公表する等の措置を追加する等、知的財産・ノウハウの保護を推進するための法改正とガイドラインの拡充に取り組むこと。

(5) 投資契約における株式買取請求権の是正に向けた指導強化 【重点項目】

投資契約における株式買取請求権の設定は、スタートアップやベンチャー企業が出資を受ける際の慣習となっているが、権利行使された際に対応が困難なケースが多いことを背景として、

権利行使を匂わせることで、知財の無償提供等の不当な要求を行う事例が公正取引委員会の報告書等で報告されている。出資者が株式買取請求権を行使した場合、スタートアップやベンチャー企業の資金繰りに致命的な影響を及ぼす可能性もあり、取引慣行の是正に向け、指導強化を図ること。特に、経営者個人に対する設定は、負担の大きさや融資における経営者保証の是正の流れ等を考慮し、撤廃に向けた対応を行うべきである。

Ⅱ. 中小企業・スタートアップの知財創造・活用の促進

コロナ禍を契機として、在宅勤務・学習やキャッシュレスの普及など、デジタル化による社会変化が加速し、イノベーションの役割がますます重要になっている。こうした中、2020年10月に産業構造審議会知的財産分科会に新たに設置された「基本問題小委員会」において、コロナ禍で顕在化した課題への対応およびコロナ後を見据えた産業財産権制度の在り方等について検討がなされた。

今後、中小企業やスタートアップの知財の創造・活用を加速させていくためには、関係省庁・機関等と連携を強化し、それぞれの企業の実態・ニーズに合ったきめ細かい支援を行うことのほか、権利取得手続きのハードルを引き下げる工夫や権利取得にインセンティブを与えるといった多面的な後押し、入口（技術開発）から出口（出願）までの一貫した支援体制の構築を行うことが必要不可欠である。また、併せて、この機会を捉え、グローバル化の進展や「ニュー・ノーマル」の時代に即した産業財産権制度についても検討を行う必要もあろう。さらに、こうした取組を充実しつつ、安定的・継続的に実施するため、歳出・歳入両面において持続可能な財政基盤を確立する必要がある。以上のことから、次の施策を講じられたい。

1. 中小企業・スタートアップの知財創造・活用を促進する体制強化

(1) 特許庁の各種手数料の料金体系検討にあたっては歳出削減を徹底

特許庁の歳出・歳入構造の見直しの中で、各種手数料の料金見直しも俎上に上がっているが、まずは徹底した歳出削減を行った上で、持続可能な料金体系の在り方を示すこと。ただし、ユーザーの利便性に直結するサービスの削減の検討は慎重に行うべきである。

(2) 中小企業の特許料等の減免制度の維持 【重点項目】

徹底した歳出削減を行ってなお、歳入が不足する場合には、各種料金の引き上げもやむを得ないが、中小企業の知財活用の推進に資する特許料等の減免制度については維持すること。

(3) 減免制度の改正にあたっては制度趣旨に沿わない利用を制限

特許料等の減免制度の議論の中で、一部の企業が制度趣旨に沿わない利用を行っているという指摘があり、その是正に向けた見直しが図られることはやむを得ない。ただし、制度の見直しにあたっては、制度趣旨に沿って利用している大多数の中小企業やスタートアップの出願を抑制することのないよう、制度趣旨に沿わない利用を取り締まる方向性で対応すること。

(4) 商標出願手数料引き上げは審査負担に応じて検討

不使用商標、ストック商標対策として、出願・登録や更新の適正化を促す観点から商標出願手数料の引き上げが検討されているが、その検討にあたっては、審査負担に即した料金設定を検討すること。具体的には、指定商品・指定役務を「類似商品・役務審査基準」や「商品・サービス国際分類表」等に従った記載を行う出願については、商標法第6条の拒絶理由に当たらず、審査負担も自由記載と比べて小さいため、料金の引き上げ幅を圧縮すること。

(5) ユーザー目線に立ったデジタル化推進 【重点項目】

規制改革実施計画に基づき、原則として特許庁が所管する全ての手続きについてデジタル化を

行う方針が決定されたが、その見直しにあたっては、デジタル化を行うこと自体を目的とするのではなく、ユーザー目線に立ち、特に中小企業やスタートアップにとって使い勝手の良いものに変えること。具体的には、ユーザーとの対話による制度内容の検討に加え、導入にあたっては新制度の試行期間を設けることで、より広範なユーザーからの意見集約が期待できる。例えば、以下の施策が考えられる。

- ・2019年4月より特許減免申請の際の証明書類が不要となったが、あわせて審査請求、早期審査等の申請においても、例えば特許出願と同時に審査請求、早期審査を行う場合、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括申請ができるよう改善(例：該当事項にチェックを入れる方式等)するとともに、申請要件等については虚偽がないことを宣誓する方法に変更し、添付を要する証明書類を削減する。

- ・願書作成や出願という各段階において別システムが必要となる既存のインターネット出願の手続きを抜本的に改め、電子証明書の取得を不要とする。

- ・特許料の手数料納付手続きは、6種類存在するが、いずれも購入・登録等の事前手続きが煩雑となっていることから、税金や健康保険料、公共料金の納付と同程度になるよう、事前手続きを廃止する。

(6) 知財総合支援窓口における支援体制の強化 【重点項目】

中小企業の出願促進に向けては、知財総合支援窓口におけるワンストップサービスの提供が重要である。特に、初めて出願を行う事業者に対し、手厚い支援を行い、一連の手続きを経験してもらうことで、さらなる出願を促進する効果が期待できる。よって、初めての出願に限って出願代理費用の助成を行うとともに、出願手続きにおけるきめ細やかな支援を行うこと。具体的には、書類作成支援ツール「さくっと書類作成」及び電子出願ソフトを用いた出願書類作成の指導、「さくっと書類作成」のみでは対応できない明細書等の作成にあたっては適任となる専門家の選定・助言、専門家支援を受ける場合には相談者の希望に応じて担当者が相談に同席してコーディネーターの役割を果たす、等が挙げられる。これに併せ、窓口の利用者拡大に向け、知財総合支援窓口自体の認知度強化を図るべく、よろず支援拠点や商工会議所等の各種中小企業支援団体との連携強化を行うことも一考である。

(7) 中小企業支援機関の支援体制と連携の強化

知財総合支援窓口の多くは県庁所在地に偏っており、知財総合支援窓口に限らず、各地域に分散する知財に関する相談窓口についても広く支援体制を整備することが重要である。中小企業が身近な相談窓口を利用し、より多くの中小企業の知財創造・活用を促進するには、知財支援に注力する商工会議所やよろず支援拠点等中小企業支援機関の支援体制を強化することが重要である。また、上記(6)に記載の「初めての出願に限っての出願代理費用」については知財総合支援窓口以外の支援機関にも同様に助成を行うべきである。

(8) 質・技術を重視した公共調達に関する法整備に向けた検討

わが国の公共調達は専ら価格競争が原則となっており、新たな技術やデザインをはじめとした知的資産が尊重されず、新規の調達への参入を阻害し、知的創造を委縮させているという指摘がある。新型コロナウイルス感染症による影響により、民間投資が低迷するなか、公共調達への参入は増加傾向にあるが、わが国のイノベーション促進に向けて、従来の価格を重視した原則論を改め、会計法や地方自治法等において、知的資産が一層尊重されるような法整備を検討すべきである。

(9) 知財功労賞に中小企業枠を新設

特許庁では知財制度の普及・啓発に向け、定期的に事例集等を発行している。事例集は企業の参考資料として有益であるものの、他企業に向けてのPRとしての訴求力は表彰事業より一段劣る。知財を有効に活用する企業の営業力強化に向け、知財功労賞に中小企業枠を設け、事例集に掲載されるような優良企業につき、表彰を行うこと。

(10) 審査におけるAI・ITの活用

近年、中国を中心とする外国語技術文献の急速な増加や、特許出願における請求項数や明細書のページ数の増加を背景として、審査官が参照しなければならないデータが膨大化している。迅速な審査結果のフィードバックに向け、審査の際のAIやITの活用をより一層加速させること。

(11) 商標審査体制の強化

商標出願件数は増加傾向にあり、2013年と比較すると約1.6倍になっている。出願件数の増加を背景に、審査期間が長期化する傾向にあることから、審査体制を強化すること。

2. 知財金融の推進

(1) 中小企業・スタートアップ向けの知財を用いた資金調達制度の整備 【重点項目】

成長戦略実行計画において、無形資産投資に対する政策支援を拡大すべきとされており、現在、政府において無形資産を含めた新たな担保法制の在り方が検討されている。資力は乏しいが優れた知財を持つ中小企業やスタートアップが、知財を用いた資金調達を積極的に行うことができるよう、金融面の制度を整備することが必要である。特に事業を立ち上げて間もないスタートアップにとっては、技術力がよりどころであり、知財を用いた資金調達が容易になれば、事業の成長スピードも加速することが期待される。知財金融の推進が進む米国や中国等の諸外国の先進事例を参考にしつつ、資金調達制度の整備を行うこと。例えば、以下のような内容が考えられる。

- 政府系金融機関による低金利貸付や無担保・無保証貸付を可能とする「知財公的融資制度」の創設および同等の支援を可能とする地域金融機関の支援体制の整備
- 信用保証協会に「知財特別枠」の創設
- 貸し倒れ時の債権を保証するための知財運用基金の創設
- 中小企業の経済的負担を軽減する観点から、民間融資の際の信用保証料補助制度の創設
- 知財特化型のファンド形成の検討

(2) 金融機関の目利き力強化と評価スキーム・組織作りの検討 【重点項目】

知財金融の推進に向け、金融機関における目利き力強化として、人材育成や専門家との連携支援等の取り組みを強化することが重要である。一方で、知財の評価にあたっては専門的な知識が求められるものも多く、評価が困難であることも事実である。個人のスキルに依存することなく知財の評価を行えるよう、評価のスキームや専門的な組織作りも併せて検討すること。わが国の喫緊の課題である事業承継においても、知財を含めた企業価値の評価を行い、見える化することは、第三者承継の促進の面で有益である。

3. 税制面からの支援

(1) パテント・ボックス税制の創設

中小企業の知財権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支

援する観点から、パテント・ボックス税制を創設すること。

- (2) **研究開発税制（オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度））の利便性向上**
中小企業者に支払う知財権の使用料がある場合、特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できるが、本制度の活用促進のため、特許譲受対価を追加すること。また、中小企業に対して、人件費の専従要件を緩和する等、改善をはかること。

4. グローバル化の進展および「ニュー・ノーマル」に対応した産業財産権制度の検討

(1) 国内企業の技術流出対策およびサイバーセキュリティ対策の指導と支援【重点項目】

近年、米中対立を背景としてサイバー攻撃が増加しており、日本企業が有するグローバルニッチトップ技術等の重要技術が狙われている。米国政府機関が企業に求めるセキュリティガイドライン（NIST SP 800-171）から分かるように、重要技術に係る情報は1社での取り組みでは足りず、サプライチェーン全体で守っていく必要がある。知財や技術の窃盗等、国際的なサイバー攻撃・テロに関する脅威に対して、政府として、技術流出対策の制度面を含めた検討を行うこと。とりわけ、セキュリティの専任担当者等を設置することが困難な中小企業やスタートアップに対しては、被害を防止するための指導や支援等を早急に行うことが求められる。

(2) 特許情報を非公開とする仕組みの検討

わが国には、いわゆる秘密特許といわれる安全保障上の観点から特許情報の公開・非公開をコントロールする制度が存在していない。安全保障上の観点から、特許情報を非公開とする仕組みが必要ではないか、産業界の意向を確認しつつ、導入の是非につき検討を行うこと。

(3) VR、AR 空間における商標利用の在り方の検討

VR（仮想現実）、AR（拡張現実）技術の台頭により、リアルとバーチャルが融合する新たな領域が生まれ、これまで商標法が必ずしも想定していなかった事態が生じ得るようになってきている。今後、さらなる普及が見込まれるVR、AR技術を利用したサービス開発の妨げとならないよう、課題となり得る事例の洗い出しを行い、必要に応じてガイドラインを作成して、事業者に周知を行うこと。

(4) ライセンス・オブ・ライト制度の検討

知財の流通促進、オープンイノベーションの促進という観点から、イギリスではライセンス・オブ・ライト制度¹が導入され、ドイツやイタリア等にも同様の制度が存在する。本制度を上手く活用することで、実施許諾の活発化によるオープンイノベーションの促進と特許権者においてはライセンス収入の増加も期待されるため、具体的な制度設計等について検討を行うこと。

(5) グリーン成長戦略実現に向けたWIPO GREEN 施策の普及支援

2020年12月に策定された成長戦略実行計画では、2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略が1つの柱として掲げられた。この点、世界知的所有権機関（WIPO）では国内外を通じた技術のマッチングとSDGs等の地球環境課題への対処を実現すべく、WIPO GREENという技術移転促進プラットフォームを立ち上げ、環境技術の希望者と提供者を繋いでいる。現在、日本では合計25の機関・企業・大学等がパートナーとして登録されているが、グリーン成長戦略の実現に向け、大学や企業等のより一層のパートナー参画を促すべく、世界知的所有権機関（WIPO）との連携を深めるとともに施策の普及支援を行うこと。

¹ 特許権者が第三者に実施許諾を行う用意があるという意思を登録する代わりに、当該特許の維持料等の減免を受けることができるという制度

5. 国際認証や標準の活用促進

(1) 国際認証取得費用の助成制度創設

中小企業にとって国際認証の取得に係る費用負担は大きく、海外展開を躊躇する要因の一つとなっている。一部の自治体では、その地域の中小企業を対象に助成制度が存在するが、全国の中小企業が国際認証の取得費用の支援を受けられるよう、国として助成制度を創設すること。

(2) 規格・基準・規制の国際的な相互承認の推進

ニッチ産業においてオンリーワンの技術を持つ中小企業が海外需要を取り込むことができるよう、各国間の規格・基準・規制の統一や調和をより一層推進すること。また、日本において適法に生産され、取引されている製品は、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準・規制の相互承認を推進すること。

(3) 標準の戦略的活用の更なる強化 【重点項目】

グローバル化の進展により、国際的な競争力確保のための標準の活用が重要性を増している一方、わが国には優れた技術があっても国際標準を成立させるための人材や活動費用が他国に比べて乏しい。戦略的な標準活用に向け、政府全体の標準関係予算を積み増し、ISO や IEC などの国際機関や各国への働きかけ、国際機関への人材派遣等の施策を強化すること。

6. 海外出願支援と模倣品・海賊版対策の強化

(1) 外国出願補助金のスキーム活用の推進

グローバル化の進展に伴い、PCT 国際出願件数は増加傾向にあり、2019 年には 5.2 万件と過去最多となった。しかし、外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）は、年間を通じ複数回の公募はあるものの、各回の公募期間は約 1 カ月と短期となっており、企業としては出願スケジュールと合致しないなど、使いにくいものとなっている。現状のニーズを鑑み、公募受付期間を通年化するとともに、申請から採択までの期間を短縮する等使いやすい制度とすること。

(2) 税関における特許権・実用新案権の権利侵害品の取り締まり強化

e コマースの発展等により、海外事業者が国内の個人に対し、小口により模倣品を直接送付するケースが急増していることを受け、商標と意匠においては、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに権利侵害として位置付ける方向性で対策の検討が進んでいる。特許と実用新案については、同内容の改正は見送られる方向であるが、模倣品を許容すべきではないという点について、四法に違いはないため、諸外国における法制度等も勘案しつつ、制度導入の是非について引き続きの検討を行うこと。

Ⅲ. 知財による地域中小企業の競争力強化

わが国にとって、地方創生を加速させることは重要な課題の一つであり、そのために最も有効な方策は、地域の中小企業の競争力を強化することである。知財を活用して付加価値の向上やブランドの確立をはかることで、新たな需要を掘り起こし、次の研究開発投資に向けた収益を獲得することは、中小企業の競争力そのものを強化する重要な経営戦略の一つである。そのためにわが国として、地域の中小企業が地域資源の活用や国際市場への展開に積極的に取り組むことができる環境を整備することのほか、中小企業の経営を担う人材の育成を後押しすることが不可欠である。以上のことから次の施策を講じられたい。

1. 地域資源を活用した地域中小企業の競争力強化

(1) 大学等の特許開放を通じた産学連携等の支援

大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする一定期間、中小企業に無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する取り組みを後押しする支援の拡充をすること（山口大学や徳島大学、東京大学 TL0 の特許開放モデルの展開、特許庁の開放特許データベースの利用促進）。

(2) 自治体における優れた知財活性化行動計画の横展開

2018 年度から 2020 年度にかけて実施した福島知財活用プロジェクトでは、地域の知財活用の広報とビジネス・プロデューサ派遣による事業創出支援を行っている。また、特許庁の知財活性化行動計画では、各地域における特色を踏まえて都道府県が数値目標（KPI）を策定し、この計画下で支援を進めた結果、売上が向上したといった好事例が多数存在している。引き続き、こうした事業の積極的な推進や、他地域への成功事例の横展開を実行すること。

(3) 地域団体商標の取得・活用の推進

商工会議所、商工会、事業協同組合等が主体となって取得できる「地域団体商標」は、地域ブランドの価値を保護するのみならず、地域団体商標権者が連携して地域ブランドを推進することで地域の活性化につながる仕組みとなっている。特に、2017 年度から 2020 年度にかけて実施された特許庁主催の「地域ブランド総選挙」では、地元の学生が地域団体商標権者等と一緒に活動することにより、産学連携による地域ブランドの商品・サービスの推進につながった。引き続き、地域活性化に資する「地域団体商標」の取得をはじめ、地域団体商標権者の新市場開拓や海外展開に向けた取組を推進すること。

(4) 新型コロナウイルス感染防止に資する技術開発に向けた知財ビジネスマッチング事業の推進強化 【重点項目】

新型コロナウイルス感染症対策に必要な商品の開発・製造・販売などを進める上で障害となる可能性のある知的財産権の行使を行わない環境を整えることを目的とした、「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言（COVID-19 と戦う知財宣言）」の取り組みが民間から立ち上がっている。既に、経済産業省近畿経済産業局の知財ビジネスマッチング事業と連携を行い、マッチング支援が進められているが、こうした取り組みを全国的に展開すること。

2. 地域中小企業を支える人材の育成

(1) 知財教育の全国的な展開と知財教育を推進する人材育成の推進

知財教育の推進に向け、知財創造教育推進コンソーシアムでは教員が主体的に知財創造教育へ取り組むための環境整備に向けた検討が行われている。一方で、実際の教育現場は急なオンライン教育への対応等を含め、多忙を極めており、新たな教育要素が入る余地がないのが実情である。まずは、少年少女発明クラブ等の学校外での活動で「創造の楽しさ」を教えることも検討しつつ、小中高等学校からの知財教育を引き続き全国において展開するとともに、こうした知財教育を推進する人材育成について、強力で推進すること。

(2) 産学連携等を促進するコーディネーターの育成

産学連携等を促進するためには、大学が特許開放等を行うだけでなく、大学と企業を結び付け、連携事業を推進していくコーディネーターが必要である。クールジャパン戦略では、地方におけるクールジャパン資源を海外展開やインバウンド振興に結び付けていける専門知識・ノウハウを持った人材を地域プロデューサーとしてリスト化し、情報共有を行っているが、産学連携

等の推進にあたって、橋渡し役となるコーディネーターの育成し、各地域への派遣を行うこと。

IV. コロナ後を見据えたコンテンツ市場の構築

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、「人の移動」と「人との接触」の2点に強い制約をもたらした。これに伴い、コンテンツ産業は、映画、舞台、ライブ等の興行ビジネスを中心に大きな打撃を受けたほか、制作現場が中断する、広告収入が減少する等といった影響ももたらされた。「新たな日常」が社会に浸透する中で、デジタルコンテンツの消費の在り方やビジネス構造自体が急激に変化しており、感染が収束しても、以前と全く同じ状態には戻らないことが予想される。具体的には、家で過ごす時間が増加したことから放送番組・動画配信プラットフォームの視聴や、ゲームのプレイ時間が拡大しているほか、教育の場がオンラインにシフトする、ライブエンターテイメントがオンライン配信に切り替わるなど、オンラインで提供されるコンテンツの種類も多様化している。コロナ後の世界の「ニュー・ノーマル」を見据え、その環境下で社会に価値を提供し続けるコンテンツと、それを支えるビジネスを構築することが求められる。以上のことから次の施策を講じられたい。

1. 新型コロナウイルス感染症により悪影響を受けた業界に対する適切な支援

(1) 興行ビジネスを中心に悪影響が続く事業者に対する支援の継続 【重点項目】

コロナ禍により、「人の移動」と「人との接触」に強い制約がもたらされ、映画、舞台、ライブ等の興行ビジネスを中心に大きな影響が生じている。特に、日本の興行ビジネス関連事業者は中小企業が多く、従来から資金繰りが厳しい業界も多い中、イベント等の上限人数の制限が行われることに伴う売上減少や感染防止対策のためのコスト増などにより、利益率の悪化が続くなど厳しい状況に置かれている。コンテンツ産業の持続的な発展および保護のため、影響を受けた事業者に対する支援を継続すること。

(2) Go To イベント事業による実効性ある支援の実施

需要喚起キャンペーン事業（Go To イベント事業）については、映画や演劇、コンサート等、多大な影響を受けたコンテンツ業界からは需要の起爆剤として多くの期待が寄せられていたところ、感染状況の拡大に伴い、対象チケットの新規販売が全国一律で停止になる等、当初期待された効果が十分に発現されていない。公募要領に基づくキャンペーン期間は当初 2021 年 1 月末とされていたところ、緊急事態宣言の再発令に伴い、順次見直しが行われており、現在はオンライン開催のイベントのみを支援対象とし、期間は 2021 年 6 月末までとされている。フィジカルで開催するイベントの取り扱いは「感染状況を見つつ、検討」とされているが、実効性ある支援を実現するため、感染状況を注視しつつ、可能な限り早い段階で、オンライン開催のイベントと同様、フィジカルで開催するイベントについても支援対象とすること。

2. コンテンツのより一層の国内市場活性化および海外需要獲得に向けた環境整備

(1) 放送コンテンツの二次展開を容易とするための許諾推定規定の導入

現行の著作権法では放送と配信では権利処理の規定が異なり、放送コンテンツの二次展開を行うおうとする放送事業者の負担となっている。国内外の需要獲得に向け、コンテンツの二次展開を促進するよう、著作権者が配信利用を拒む意思を示さなければ、許諾したと推定する規定を新たに設けること。

(2) コンテンツグローバル需要創出等促進事業の事業期間の拡大

コンテンツグローバル需要創出等促進事業に係る補助金については、コンテンツの制作期間が

年度をまたいで複数年に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間を拡大すること。

(3) **諸外国のコンテンツ規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ**

新興国等では海外のコンテンツに対し規制等を設けている場合があり、わが国コンテンツ産業の国際展開を困難にしている。政府は、各国における規制等の動向について迅速に情報収集・提供するとともに、当該規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを強化すること。

(4) **動画配信プラットフォームへの流通促進支援 【重点項目】**

海外市場の開拓を一層進めるためには、各国の動画配信プラットフォームへの流通促進が有効な手段である。メタデータの提供等必要な手続きに対する支援²に加え、成功事例を積極的に展開することで、中小企業による海外市場開拓の促進をはかること。

3. 適切なコンテンツ創作環境の構築と公正な取引推進

(1) **コンテンツ分野における各種ガイドラインの周知・啓発強化 【重点項目】**

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等の遵守に向け、事業者に対する周知・啓発を強化すること。多様な働き方の拡大を受け、フリーランスのコンテンツ制作者も増加しており、2021年*月（1月25日までパブコメを実施。正式発表後、更新）に発表された「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても早急な普及が必要である。

(2) **アプリストア市場におけるプラットフォームとコンテンツ事業者の公正な取引の推進**

コロナ禍でコンテンツのデジタル消費が加速し、2020年の世界全体のアプリ支出額は前年比3割増となっている。こうした中、独占禁止法上の観点から、諸外国では配信・課金サービスを握るグーグルやアップル等のプラットフォームへの監視が強まるほか、コンテンツ事業者からは手数料について不満の声も上がっている。日本においても、市場環境が大きく変化する中で、独占禁止法の適格な執行に向け、アプリストア市場の取引慣行につき注視を続けること。

V. 知財紛争における紛争処理能力の強化

知財紛争処理システムの在り方の検討にあたっては、制度を利用する全ての者が利用しやすいものになることを念頭に置く必要がある。しかし、中小企業やスタートアップにとっては、訴訟提起自体のハードルが高く、訴訟の経済的負担、人的負担等を考慮して、侵害の事実を把握していても権利を行使しないという選択をせざるを得ないとの声も聞かれる。権利を取得しても権利行使しにくい、または権利行使しても訴訟により十分な価値が認められないということになれば、権利を取得するインセンティブが働かず、出願およびイノベーション創出は停滞してしまう。また、知財が法的に保護され、その価値を十分に評価されることは、先に述べた知財金融を推進する上でも前提となるものである。訴訟における証拠収集が困難で権利侵害がなかなか認められない、侵害が認められても損害賠償額が不十分となれば、知財に基づく投融資額も低い水準にとどまらざるを得ないだろう。知財の創造・活用を促し、以てイノベーション創出に寄与するためには、権利取得までのサポートと併せ、適切な権利保護と権利行使が実現するよう、紛争処理能力の強化を図っていくべきである。中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等の価値が、裁判において適切に評価されるとともに、知財侵害の際の訴訟提起が容易になることを通じて、透明性と納得感の高い結果が得られることである。以上のことから、次の施策の実現を求める。

² データを効率的に管理・検索するために、タイトルや著者名等、データを表す属性や関連情報を記述したデータの総称。2019年度のコンテンツグローバル需要創出等促進事業補助金では、必要なメタデータの整備を支援対象に追加。

1. 特許権者の金銭的救済制度の充実

(1) 判例の動向を注視した上で、利益吐き出し型賠償制度の検討 【重点項目】

知財訴訟における損害賠償について、従来の実損填補の概念を用いた損害賠償額の算定方法では、侵害者の手元に残る利益の存在は否定できず、いわゆる「侵害した者勝ち」の状況が生まれてしまうという点に課題がある。特に、特許権は侵害が容易であり、大きな利益を上げやすいという特徴があるにも関わらず、これまで一度も刑事罰を科されたことがなく、抑止力が十分に機能していない。損害賠償額は知財の最終的な価値そのものであり、この重要な経営資源である知財の価値を特許法で十分に守られないということになれば、特許出願のモチベーションは上がらず、特許法の「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」という目的も実現できない。したがって、令和元年改正特許法を反映した判例の動向を注視する必要があるが、その必要性が認められた場合には、利益吐き出し型賠償制度の導入について速やかに検討を再開すること。また、AI、IoT時代を迎え、企業活動が「モノの生産」から「サービスの提供」に変化してきているなか、モノの販売数量ベースで損害額を決める既存の算定方法以外の手法についても検討すべきである。

2. 証拠収集手続の更なる強化

(1) 査証制度の運用状況の注視および訴訟提起前の導入についての検討 【重点項目】

2020年10月から査証制度が導入されたものの、現時点では発令された例は出ておらず、証拠収集の強化という制度導入当初の目的を実現できているのか、今後の運用状況を注視していく必要がある。運用状況を注視しつつ、必要に応じて発令要件の妥当性を検討するとともに、更なる証拠収集手続の強化に向けて、例えば、訴訟提起前における査証制度導入を検討することも一考である。

(2) 当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）導入の検討

知財訴訟においては、現行制度下でも、原告当事者本人（特許権者）が証拠閲覧請求権の放棄に同意すれば原告当事者本人の証拠へのアクセスを防ぐことは可能であるが、それに同意できない場合、相手方当事者に対して自社の企業秘密等の情報を開示することに対する懸念が存在するため、訴訟に必要な情報の開示が進まないという実態がある。訴訟に必要な証拠が適切に提供されるようにするためには、本懸念を払しょくする必要があり、**当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）**の導入については、査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、必要に応じて引き続きの検討を行う必要がある。なお、検討にあたっては、被疑侵害者の企業秘密の保護、訴訟代理人の負担、原告の関与範囲等、バランスに配慮することが必要である。

(3) 第三者意見募集制度（日本版アミカス・ブリーフ制度）の導入

米国の裁判所では、法律上の論点について、第三者が提出した意見を参考に判決を下すことができるアミカス・ブリーフ制度が存在する。多角的な視点から裁判所が判決に関する判断要素を収集できるという観点から、日本においても裁判所が必要と認める場合に限り、裁判所が意見募集できる制度の導入を行うこと。

3. 訴訟における手続き・手数料の負担軽減

(1) 民事裁判手続きのオンライン化の推進 【重点項目】

知財紛争処理システムの利便性を向上させ、その活用を促進するためには、ITの利活用が有

効な手段である。特許庁では口頭審理期日における当事者の出頭のオンライン化が進められているが、訴訟でも同等のオンライン化が実現するよう、法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会で法改正の在り方の検討を進めるとともに、システム開発や設備の導入、裁判所における専門人材の増員、サイバーセキュリティ対策等を含め、IT 化を推進するために必要な環境整備への後押しを行うこと。

（２） 提訴手数料の低額化・定額化 【重点項目】

訴額に比例した裁判費用は、中小企業やスタートアップが多額の損害賠償額を求めて訴訟提起することを困難にしている。例えば、訴額が３億円の訴訟を提起する場合には、一審だけでも手数料として 92 万円を裁判所に納付する必要があることに加え、被疑侵害品の差止請求や控訴を行えば、更なる手数料の納付が求められる等、中小企業に訴訟提起を躊躇させる理由の一つとなっている。こうした観点から、中小企業やスタートアップが訴訟を提起する場合の提訴手数料の低額化・定額化をはかること。

4. 知財紛争のグローバル化に対応した検討

（１） 標準必須特許の差止請求権の在り方は国際的な潮流を注視

標準必須特許（SEP）に関し、主に異業種間におけるライセンス交渉において、ライセンス料率の相場観の違い等から、交渉が困難となり、紛争になる事例が国際的に増加している。具体的には、実施者の立場から権利者の権利行使、特に差止請求権について制限を設けるべきという意見がある一方で、権利者の立場からは差止請求権の制限をすべきではないという意見があり、実施者と権利者の立場で意見の相違がみられる。この点、世界に目を向けると、ドイツで差止に制限を加える方向性での特許法改正が検討されている一方で、欧米の昨今の裁判例³では差止請求を容認するプロパテントの考えが出されるなど、ルール形成に向けて議論が続いている。標準必須特許（SEP）の差止請求は、権利者と実施者間のバランスが求められる極めて難しい問題だが、国際的な潮流を注視しつつ、早急な法改正の検討ではなく、まずは実施者と権利者の間で誠実な交渉が進むよう、2018 年 6 月に特許庁が公表した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂を視野に議論を深めるべきである。

（２） 国外における渉外事案への対応について検討

特許権は属地主義の原則により、その効力は当該国の領域内のみで認められるとされる。しかし、企業活動のグローバル化が進むなか、海外で製造された模倣品が日本に流入し、販売される等、国境を越えた知財紛争は次第にその数を増やしており、今後、紛争経験のないわが国企業が、渉外的な紛争事案に巻き込まれる可能性も懸念される。こうした背景から、例えばわが国の特許権を侵害する製品を外国企業が製造し、日本で販売している場合、直ちに特許権侵害を理由に差止めをすることができるか、また、査証制度において、日本企業が査証を拒否すれば真実擬制となるのに対し、侵害者が外国企業の場合は査証を拒否しても真実擬制とはならないのか等、国境を越えた係争への対処法について、検討することが必要である。

以 上

³ 2020 年 5 月 シズベル対ハイアール事件（ドイツ連邦最高裁）、2020 年 9 月 米国連邦取引委員会対クアルコム事件（米国・第 9 巡回区控訴裁判所）